

## 令和3年 第4回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. **開催日時** 令和3年4月9日(金)  
午前10時00分から午前11時10分
2. **開催場所** 本庁舎 2階 大会議室
3. **出席委員** (45人)  
会 長 19番 矢谷光生  
職務代理 18番 石原誉男  
農業委員 1番 樋口昌子 2番 池田 実 3番 田中秀樹 4番 小田明美  
5番 福島康夫 6番 澤本基兄 7番 山懸将伸 8番 岡田耕平  
9番 武村一夫 10番 中山克己 11番 池本 彰 12番 新田 孝  
13番 長鉦忠明 14番 妹尾宗夫 15番 中島寛司 16番 綱島孝晴  
17番 松本正幸  
推進委員 20番 梶原啓二 21番 平 義男 22番 小林和夫 23番 沼本通明  
24番 市本裕司 25番 下山史朗 26番 松下 功 27番 福島史利  
28番 太安隆文 29番 渡邊次男 30番 市 登 31番 綱本郁三  
32番 長尾 修 33番 三村訓弘 34番 高谷明弘 35番 岡 俊彦  
36番 池田琢壘 38番 各務和裕 39番 東郷朝夫 40番 山中正義  
41番 池田久美子 42番 井上 達 43番 入澤靖昭 44番 佐子ゆかり  
45番 筒井一行 46番 石田 勉
4. **欠席委員** (1人)  
農業委員 無し  
推進委員 37番 池田和道
5. **議事日程**  
日程第1 議事録署名委員の指名について  
日程第2 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について  
日程第3 議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について  
日程第4 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について  
日程第5 議案第24号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定に  
ついて  
日程第6 報告第1号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出に  
ついて  
日程第7 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について  
その他
6. **農業委員会事務局職員**  
事務局長 金崎正一 事務局次長 渡辺義和 主幹 杉井正巳 主事 梶原千裕

加藤真弓

## 7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

- 事務局長 それでは、失礼いたします。改めまして、皆さんおはようございます。  
それでは、ただいまから令和3年4月総会のほうを開催いたしたいと思えます。  
それでは、会長ご挨拶をお願いします。
- 会 長 失礼します。4月になりまして、今年はかなり季節が早く訪れているようで、桜の  
ほうもこの辺りでは終わりました新緑の季節になったというようなところでござい  
ます。皆さんとしては非常にお忙しい中を出席いただきまして、大変ありがとうございます  
でございます。  
ただいま異動のほうの発表がありましたけど、事務局長、次長、それから職員さん  
も替わられまして、3人の方が替わられたわけです。非常に頑張ってもらって  
おりましたけど、これを引き続いてまた今年も1年やっていきたいというふうに思っ  
ておりますんで、よろしくお願ひしたいというふうに思えます。  
農業委員会も行事といえますか、いろいろ活動が多くて大変だろうというふうに思  
います。コロナ禍の中で活動も非常に制限されるわけですけど、何とか農家の皆さ  
ん、地域の皆さんの声を聞きながらやっていきたいというふうに思っております。  
皆さんからのいろいろ要望等もあると思えますけど、しっかりと総会の場に出して  
いただきながら進めてまいりたいというふうに思えますんで、よろしくお願ひしま  
す。これから1年間の活動計画も立てるわけでございます。何とか充実した1年と  
なりますように頑張っていきましょう。  
それでは、これより4月総会を始めます。よろしくお願ひします。
- 事務局長 ありがとうございます。  
ただいまの出席委員は19名中19名で定足数に達しておりますので、4月総会が  
成立していることをここでご報告申し上げます。  
それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条によりまして、議長は会長が務めるこ  
ととなっております。以降の議事の進行を会長にお願ひいたします。
- 議 長 それでは、これより議事に入ります。  
本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。  
日程1、議事録署名委員の指名を行います。  
本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名さ  
せていただくことにご異議ございませんか。  
　　<「異議なし」の声>
- 議 長 それでは、議事録署名委員は1番委員、2番委員を指名いたします。  
日程2、議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議  
題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は8件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、落合の譲渡人が、労力不足により、同じく落合の譲受人に、申請農地、田3筆1,863㎡、畑2筆501㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんから説明をお願いいたします。

24番推進委員 議長。

議長 はい、24番推進委員。

24番推進委員 24番推進委員です。

議事番号1番について、権利移転する事柄についての詳細についてですが、譲渡人は長年にわたり申請地で稲作、畑を行っておりましたが、高齢による労力不足により、ここ数年は自分ではできないので近隣の人及び譲受人が耕作をしておりました。このたび譲受人との売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものであります。譲受人は専業農家であり、譲受人は毎日農業に従事しております。譲受人に話を聞いたところ、現在農機具、田植機、トラクターを所有して、現在は野菜を中心につくっておられます。今後も全て耕作を行い、また申請地の取得後も必要な農作業に従事すると認められます。

以上のとおりで耕作状況及び従事日数については問題ないと思われまますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号2でございますが、落合の譲渡人が、労力不足により、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆2,029㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、7番委員さんから説明をお願いいたします。

7番委員 議長。

議長 はい、7番委員。

7番委員 7番です。

番号2につきまして、去る3月30日に申請人とは現地で、また譲渡人とは電話にて確認をいたしておりますので、その内容につきましてご報告をいたします。

譲渡人は現在体調を悪くし、今後農業を続けていけるかどうか分からないということで、同一地区内に居住しております譲受人に相談をしておりましたが、今年になっても体調のほうがかん全によくなり、農地の維持ができないということで再度譲受人と話し、このたび売買による所有権の移転が決まったものでございます。譲受人は農作業に必要な農機具、トラクター、コンバイン、田植機をはじめ、一通り保有をいたしております、現在所有しております農地では稲作を行っております。申請地につきましても水稻を栽培するというものでございまして、取得後も今まで同様、適切な農地管理を行うものと思われます。その他指摘事項は特にございません。審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、市外の譲渡人が、農業廃止により、落合の譲受人に、申請農地、田3筆2, 806㎡、畑1筆50㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、28番推進委員さんから説明をお願いいたします。

28番推進委員 議長。

議 長 はい、28番推進委員。

28番推進委員 28番推進委員です。

番号3について説明いたします。

先月、3月29日、譲受人と現地確認、話を聞きました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は現在県外に住んでおり、譲渡人の父親が亡くなり、農地を相続していました。本申請地は譲渡人の親戚の方が耕作しておりましたが、親戚の方も最近体調不良のため耕作はできなくなり、今回譲受人が近所でもあるところから譲渡人との売買の話がまとまったものです。譲受人の世帯員、耕作状況ですが、譲受人は穀物の買取り、販売をする事業を行っております。現在の耕作状況ですが、小豆を耕作しており、世帯員は夫婦2人ですが、耕作には従業員の人も従事しており、農機具、トラクター、管理機、草刈り機などはそろっておりますので問題はないと思われます。特にその他指摘事項はありません。よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号4でございますが、久世の譲渡人が、相手方の要望により、同じく久世の譲受人に、申請農地、田4筆5, 891㎡、畑3筆1, 655㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いいた

します。

10番委員 議長。

議長 はい、10番委員。

10番委員 10番です。

3月30日に譲受人と現地確認を行い、詳細についての話を聞きました。譲受人と譲渡人は同じ自治会で昔からの親しい関係であります。譲渡人は父親が死亡した後、農地の管理ができなくなり、長年にわたり利用権設定などを行って譲受人や近所の方に作業をお願いしていましたが、今後農業の後継者もないことから農地の管理ができなくなるということで譲受人と売買による話がまとまり、権利移転を行うものでございます。譲受人はトラクター、コンバイン、管理機、農業関連の機械等を全て所有しており、今後も十分耕作していくものと思われま。したがって、今回の権利移転については問題がないと思われま。ので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号5でございますが、市外の譲渡人が、耕作不便により、同じく市外の譲受人に、申請農地、田3筆2, 283㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。なお、譲受人は従来より市外から申請地及びほかの相続を受けた久世の農地まで通って耕作をしております。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、33番推進委員さんから説明をお願いいたします。

33番推進委員 議長。

議長 はい、33番推進委員。

33番推進委員 33番推進委員です。

番号5番につきましては、去る4月2日に譲受人から電話で説明を受け、現地も確認いたしましたのでご報告いたします。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人は兄弟で、それぞれ市外に長年居住しております。今回の申請農地は実家の隣に位置しており、15年ほど前に父親が亡くなったときに譲渡人である弟のほうで稲作をしたいということでこの土地を相続しまして、ほかの仕事をしながら通ってこれまで耕作をしておりました。しかし、ここ数年前からイノシシ等の獣害も増えてきており、また自身の仕事の関係もあって通いで耕作が困難になってきたため、譲受人の兄が草刈りなどの手伝いをしておりました。今回、譲渡人から将来的に家族も耕作する意思がないため、譲受人にこの土地の引受けをお願いされたことから、今回申請農地を取得するものでございます。続いて、譲受人の耕作状況ですが、譲受人は妻と子供夫婦と孫の7人家族で、市外で居住しております。父親が亡くなったときから、譲受人は市外から通いで農業に従事しております。譲受人に耕作状況を聞いたところ、現在所有している農地のうち圃場整備地内にある田につい

ては、周辺の耕作者に迷惑をかけてはいけないということで耕作を近所の方をお願いしております。残りの分については、今回の申請農地の周辺でこの地域には全体で約1ヘクタールほど田畑の地域でございますけれども、この地域に通ってる水路は取水口から距離があり、また現在はこの水路を利用する農家が譲受人ただ1人だけになっております。ほかにいないため、日頃の管理が難しいので、水稻の作付などをせず、農地を荒らさないように草刈りや耕うんなどの保全管理だけにしております。譲受人は農業機械としてトラクター、田植機、管理機等、農業に必要な機械を所有しており、申請農地の取得後も農地保全に必要な農作業に従事すると認められます。その他指摘事項はありません。

以上のとおり問題ないと思われまますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 2ページをお開きください。

番号6でございますが、八束の譲渡人が、相手方の要望により、同じく八束の譲受人に、申請農地、畑1筆386㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、13番委員さんから説明をお願いいたします。

13番委員 議長。

議 長 はい、13番委員。

13番委員 13番です。

番号6につきまして、去る3月29日、譲受人、譲渡人双方立会いにて現地確認をいたしましたのでご報告いたします。両者の関係ですが、同じ自治会で近所同士でございます。譲渡人は長年夫婦で農作業に従事しておられましたが、昨年ご主人に先立たれたため、農地の管理に苦慮していたようでございます。そうした中、農地の目の前に自宅がある譲受人に相談したところ、この売買の話がまとまったようでございます。譲受人の耕作状況ですが、ご夫婦で水稻、キャベツ等を耕作しております。必要な農業機械一式を所有しております。譲受人に話を聞きましたところ、玄関先の畑地でありますので自家菜園として管理していくということでございました。その他指摘事項もございませんので、よろしくご審議方お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号7でございますが、市外の譲渡人が、相手方の要望により、八束の譲受人に、申請農地、田1筆897㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、43番推進委員さんから説明をお願い

いたします。

43番推進委員 議長。

議長 はい、43番推進委員。

43番推進委員 番号7番について、去る3月29日、譲受人立会いの下、現地調査に行きまわりました。権利移転に関する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人はかつて同じ集落で暮らしていた知り合いでしたが、現在譲渡人は県外に住んでいます。譲渡人の母親が近年までこの集落で独り暮らしをしていましたが、高齢のため、申請地の管理は近隣住民にしてもらっていたということです。今後も譲渡人に耕作の意思はなく、またその母親も譲渡人の家に転居をしたことをきっかけに所有権移転の話となり、申請地に接したところに住んでいる譲受人と話がまとまったものです。譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は兼業農家であり、妻と2人で所有する60アールの農地で稲作をしています。譲受人はトラクター、田植機など、必要な機械は所有しており、申請地取得後も同様に必要な農作業に従事することが認められます。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号8について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号8でございますが、市外の譲渡人が、八束の譲受人に、申請農地、田5筆1,662㎡、畑2筆1,108㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、43番推進委員さんから説明をお願いいたします。

43番推進委員 議長。

議長 はい、43番推進委員。

43番推進委員 番号8番について、現地調査に去る3月30日に譲受人立会いの下、行きまわりましたのでご報告いたします。権利移転の事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人はいとこ関係であり、譲渡人は県外に住んでおります。現在、申請地の管理に関しては譲受人とその近隣の方が行っており、譲渡人は今後も耕作の意思はないため、いとこである譲受人に贈与することで話がまとまったものです。譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は専業農家であり、家族3人で稲作など1ヘクタールの耕作を行っており、所有する農地は全て管理されております。譲受人はトラクター、田植機、脱穀機など、必要な機械を所有しており、申請地取得後も同様に必要な農作業に従事することが認められます。その他指摘事項はございません。よろしくご審議方お願ひします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

- 1 番委員 はい。
- 議 長 はい、どうぞ。
- 1 番委員 5 番なんですけども、市内にいてもなかなか管理することが大変なのに、水受けからずっと、本人のところだけだから保全するというふうに言われてるんですけども大丈夫なんだろうと思うのと、それからもう一件、6 番なんですけども、これは聞き逃したかもしれません、贈与ですか。
- 議 長 それでは、5 番のほうから。
- 事務局主事 失礼します。5 番についてですが、譲受人も市外在住ということでお話は伺っております。その際に私も農業会議のほうに資料を請求して、農地法の関係の事務処理に係る処理基準についてということで参考資料をいただいております、通作距離というもの1つ条件として見るとなっておりますが、平成22年に交通網が発達したことから距離で画一的に判断することは適当ではないということになっておいて、この5番の申請の方も従来からこちらに通っており、また相続も受けて農地を所有しているというお話を伺っておりますので、窓口でお話を聞く限りでは大丈夫でないかと思っております。
- 6 番については、相手方の要望により増反ということで、農地を増やすということなんですけども、金銭のやり取りは発生しておりませんので贈与ということになっております。
- 以上です。
- 1 3 番委員 すみません。このことですが、実はこの申請に行かれたときに振興局の担当者が不在だったということで、そのあたりでちょっと説明不足があったようなんですけども、私も念のため聞きました。もしこういう質問があったら答えますということで聞いております。10アール当たり■■■■円ということで聞いておりますので贈与ではありません。もし、その質問が出たら伝えますよということで本人が言われますのでご報告いたします。
- 事務局主事 失礼します。申請書には対価ということで何も記入はなかったのでこのようにさせていただいておりますが、今の委員さんの報告のとおり、すみません、10アール当たり■■■■円ということで記入をお願いいたします。
- 議 長 ほかにはございませんか。よろしいですか。
- <「質疑なし」の声>
- 議 長 それでは、これをもって質疑を打ち切ります。
- これより議案第21号を採決いたします。
- お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- <「異議なし」の声>
- 議 長 異議なしと認めます。
- よって、議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。



続きまして、日程3、議案第22号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 議案第22号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は1件でございます。

3ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人（勝山）は、現在の墓地が急傾斜地を登った山間部にあるため、墓参りや管理が困難になっていることから、田1筆20㎡を、墓地用地にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は第1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると思われます。転用に伴う費用は、土地造成■円、土地区画建設■■■■円。費用の内訳として、自己資金が■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、16番委員さんから説明をお願いいたします。

16番委員 議長。

議長 はい、16番委員。

16番委員 16番です。

議案番号1につきましては、去る3月29日に申請人立会いの下、現地確認を行いました。転用しようとする事由ですが、申請人の現在ある墓地は車も行かなく不便なため、墓地の移転を考えていたところ、自宅より東へ300mのところにある申請地に移転するものです。■■■■地内で、月田川を渡り、川と山林に囲まれた位置にしております。周囲の状況ですが、東が山林、西が畑、南が山林、北が川。申請地は山林と川に囲まれ、西に畑がありますが、日照、通風等、周辺の農地に支障はないと思われます。その他事項はありません。よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。  
これをもって質疑を打ち切ります。  
これより議案第22号を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第22号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。  
続きまして、日程4、議案第23号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。  
番号1、番号2については関連する内容ですので、事務局より一括して説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第23号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は7件となっております。

4ページをお開きください。

番号1と番号2は関連しておりますので、一括でご説明させていただきます。

番号1と番号2は追認案件でございます。

申請人、譲受人（真庭市）は、平成28年度に完成した砂防堰堤の流末水路の位置について、地元調整がついたため、番号1の申請地、田1筆27㎡と、番号2の申請地、田2筆471㎡を、譲渡人（北房の2名）から譲り受け、流末水路の整備工事を着工しておりました。申請人は当該事業が土地収用法規定対象か否かの税務署協議に日数を要し、令和2年度内での完了が危ぶまれたため、やむなく事業着手したものです。今後このようなことがないように反省し、顛末書が添付してあります。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、番号1については土地購入■■■■円、土地造成■■■■円、建物施設■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円。番号2については、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円、建物施設■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、横断面図、被害防除計画書、顛末書が添付されています。

申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、17番委員さんから説明をお願いいたします。

17番委員 議長。

議 長 はい、17番委員。

17番委員 17番です。

関連しますので、番号1、番号2について同時に説明させていただきます。

4月6日に市の建設課の担当者の方からお話を伺いました。転用しようとする事由の詳細ですが、平成28年に建設された砂防堰堤の排水流路について、地元住民、地権者との協議を重ねてきました。地元の同意を得て令和2年度事業として8月にルートが決定し、12月に事業者が決まり、当該地の扱いが農地転用なのか、土地収用なのか、2月に税務署に相談いたしました。税務署の回答が遅れたため、その回答を待たず2年度事業として着工に踏み切ったということです。安易な判断をしたことを反省していただきましたので、以後法令違反のないようお願いいたしました。申請地の位置ですが、[REDACTED]から北北西へ約400mの山裾にあります。番号1のほうは東が関連土地、西が畑、南が畑、北が田となっております。それで、番号2のほうは東が山、西が田、南が山、北が田と真庭の市道となっております。周辺農地への影響ですが、排水路なので周りの農地に影響はありません。その他指摘事項もありません。追認案件となっていることは非常によくありませんが、公共事業のための許可申請なのでよろしくご審議ください。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 5ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人、譲受人（落合）は、現在市内の借家に住んでいますが、妻の職場が市外にあり、通勤の利便上、北房に土地を求めていたところ、譲渡人（北房）と売買の話がまとまり、申請地、田1筆562㎡を譲り受け、住宅及び車庫を建築するため、転用申請するものです。申請地は1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると思われま。転用に伴う費用ですが、土地購入 [REDACTED] 円、土地造成 [REDACTED] 円、建物施設 [REDACTED] 円。資金の内訳として、自己資金 [REDACTED] 円、借入金 [REDACTED] 円。建蔽率は27%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくようお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、23番推進委員さんから説明をお願いいたします。

23番推進委員 議長。

議長 はい、23番推進委員。

23番推進委員 議案番号3番についての調査報告を行います。

去る4月2日に譲受人、譲渡人、農業委員とで現地確認を行いました。事由の詳細は、先ほど事務局から伺ったとおりです。申請地の位置ですけれども、[REDACTED]

から南へ約300m、の東隣に位置しております。周囲の状況は、東が田、西が道路、南、道路、北が住宅というふうになっております。周辺農地への影響ですけれども、住宅ですので悪影響が生じるというのは考えられませんし、水利組合等の承諾は得ているというふうに聞いております。その他指摘事項はありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号4でございます。

申請人、賃借人（市外法人）は、耕作放棄地の活用方法の一つとしてミドリムシ培養が有効であることを実証するため、申請地、田1筆2,824㎡を、賃借人（落合）から借り受け、ミドリムシの培養実験をするため、一時転用するものです。一時転用期間は、許可後から令和6年2月29日までとなっております。農地区分は農振農用地と判断されますが、農振農用地の例外許可基準、次の（ア）申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであり、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められること及び（イ）農振法第8条第1項または第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることを満たす一時転用に該当しています。転用に伴う費用は、土地造成 円、建物施設 円。資金の内訳として、自己資金 円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書、賃貸借契約書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、7番委員さんから説明をお願いいたします。

7番委員 議長。

議長 はい、7番委員。

7番委員 7番です。

番号4につきまして、去る3月30日に申請人、賃借人立会いの下、現地確認を行いましたので、その内容につきまして報告をいたします。賃借人は農業機械メーカーの会社ということで関連事業の多角化を図っていくという中で、これは健康食品会社との共同研究でミドリムシを用いた培養土の開発をしているということでございます。このミドリムシの培養を行うに当たっては培養プールで行うわけですが、従来は金属製のプールで行っていましたが、管理面、費用対効果等々を考慮した中で遊休地の活用に着目し候補地を探しておりましたところ、行政、真庭市からの紹介による賃借人との契約がまとまり、ここで申請をするものでございます。申請地の位置につきましては、より東に約1キロ、より西に50mほど入ったところでございます。周囲の状況は、東が

山林、西が農道、南が農道、北が農道で、この農道の3面を隔てては、各田ということでございます。周辺農地への影響につきましては、今回の転用は建物施設ではなく、なおかつ農地をそのままの状態プールをつくるためのあぜをつくり、水をためて活用するものでございます。培養液の排水に関しましても水利組合に承諾を得ており、また圃場の未活用、これが活用するところがごく僅かでございますので、その他の未活用地につきましては草刈りなど、農地管理を地区内の営農法人組合に依頼し、管理するという事で、周辺農地への影響はないものと思われま。また、この案件につきましては、遊休農地の有効活用の面からも今後の取組が期待されるものではないかと思っております。その他指摘事項は特にございません。審議方よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 6ページをお開きください。

番号5でございます。

申請人、譲受人（落合）は、自営業をしており、申請地に隣接する土地に工場を建設していますが、駐車場スペースが狭いことに併せ資材置場も不足しているため、申請地、田1筆185㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、駐車場及び資材置場に整備するため、転用申請するものです。農地区分は1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地面積の2分の1を超えないものに限るに該当すると思われま。転用に伴う費用は、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、構造図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、28番推進委員さんから説明をお願いいたします。

28番推進委員 議長。

議長 はい、28番推進委員。

28番推進委員 28番推進委員です。

番号5について、去る3月29日、譲受人夫婦2人と現地確認、話を聞きました。転用しようとする事由の詳細ですが、譲受人は板金事業を行っており、現在の作業所、事務所敷地では車の駐車スペースが狭く苦慮しておりましたところ、今回事務所隣にある土地を取得する話が譲渡人との間にできたものでございます。申請地の位置ですが、■■■■の西へ約400m、■■■■沿いにあります。周囲の状況ですが、東は道路、西は田、南は譲受人の事務所兼作業所、北は田となっております。周辺農地への影響ですが、本案件は駐車場、一部資材置場用地のため、周辺農地への影響はないと思われま。なお、水利組合には了承を受け

ておるといことでございます。その他特に指摘事項はありません。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号6でございます。

申請人、譲受人（落合）は、現在借家に住んでおりますが、長年借家住まいであるため、将来的なことを考え、申請地、田1筆235㎡を譲り受け、住宅を建築するため、転用申請するものです。申請地は1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると思われま。転用に伴う費用ですが、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円、建物施設■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円、借入金■■■■円。建蔽率は28%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30番推進委員 議長。

議長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 30番推進委員です。

6番の議案について説明いたします。

去る3月31日、譲渡人の立会いの下に現地を調査してまいりました。譲受人は以前一軒家を借りて生活しておりましたが、その借家が売りに出たため、取りあえず市内のアパートに住みながら宅地を探しておりました。そして、知人である譲渡人と話し合いの中、売買の話がまとまり、今回の申請を行うものです。申請地は、■■■■の東、■■■■に面し、譲渡人の住居の東隣に位置します。東は道路、西は譲渡人の住居、南は畑、北は住居というような位置関係にあります。周辺農地への影響については、申請地に隣接した農地が南側のみにありますが、一般的な個人の住宅であり、日照、通風等に支障を来すことはないと思われま。また、地域の水利組合にも同意を得ております。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 7ページをお開きください。

番号7でございます。

申請人、譲受人（蒜山）は、現在借家に住んでいますが、借家の老朽化のため、申請地、田1筆393㎡を譲り受け、住宅や車庫、まき置場を建築するため、転用申

請するものです。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用ですが、土地購入は、譲渡人は譲受人の父のため 〇〇〇〇円、土地造成 〇〇〇〇円、建物施設 〇〇〇〇円。資金の内訳として、借入金 〇〇〇〇〇〇円。建蔽率は23%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、44番推進委員さんから説明をお願いいたします。

44番推進委員 議長。

議長 はい、44番推進委員。

44番推進委員 44番推進委員です。

番号7番についてです。

去る3月28日に申請人と農業委員と私で現地確認を行いました。譲受人は現在借家に住んでいて、子供も生まれ手狭となり、老朽化もありまして、自己所有の住宅を両親宅の隣に建築することで父親である譲渡人と話がまとまり、申請を行うものです。申請地の位置ですが、〇〇〇〇から200m入り、両親宅の西隣に位置しています。周辺の状況ですが、東は宅地、西は市道、南は宅地、北が草地になってます。周辺農地への影響ですが、申請地は北側に草地がありますが、個人の住宅であり、日照、通風等に支障を来すものはないと思われます。その他指摘事項はありません。

以上のとおり本案件について転用はやむを得ないものと思われますので、よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いたします。

質疑はございませんか。

1番委員 はい。

議長 はい、どうぞ。

1番委員 4番なんですけども、ミドリムシはすごくいいものかも分からないんですけども、建物の中でするんだったら分かるんですけど、農地をちょっと高く上げてとかって、落合のこの辺の場所の環境は分からないんですけど、うちたちのところも大雨が降ったら池になるような場所があるので、そういったこととは一切関係なく、水も普通に通ってて、ここが増水するようなことはないような所なんですか。でないと、周りの方に迷惑がかかる、幾らいいものでもその辺がどんなかなと、建物だったらまだ安心感あるけど、そうでなくて田んぼの一角をとるのであれば、高い所だったらいいんですけど。

議 長 7番委員。

7番委員 7番です。

今のご質問でございますけども、ここの土地は構造改善の土地でやや低いところ  
です、土地的には。それで、河川があるんですけども、この備中川が旭川に当たっ  
とんですけど、その旭川に当たって大雨のときには若干流れが押し戻されるん  
です。備中川のほうが。備中川が押し戻されたときに排水がなかなかできない  
ということで、大雨が降れば、ここら辺の土地は水につかります。そのこと  
も賃借人は十分理解をされておったようでございます。それで、水がつか  
ったときにはどうなるんですかというのを尋ねました。そのときには、や  
はり土手を積むんですけども、土手より水がその中に入ってミドリムシが流  
れるというのは聞いております。ただ、流れたときにその周辺の害とかなん  
とかというのをこのミドリムシにつまましては一切ないということをお聞  
きしております。

以上です。

事務局主幹 すみません。

議 長 はい。

事務局主幹 失礼します。補足といたしまして、賃借人から被害防除計画書  
が出ておりまして、大雨の際にはあらかじめ培養液を別タンクに移動させて、  
オーバーフローによる培養液の外部流出を防ぎますというふうに計画書  
には書かれております。培養プール自体の高さは天面より約40センチほど  
と書かれております。

以上です。

議 長 よろしいですか。

1番委員 培養土というのは大丈夫なんでしょうしか言いようがないです。  
分かりません。

議 長 分かりました。

ほかにはございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ござい  
ませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第23号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議につ  
いては、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第24号、基盤強化法第19条の規定による農  
用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。



議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第24号について、8ページをお開きください。

議案第24号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案といたしまして、令和3年4月9日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全202筆でございます。

なお、11ページ、番号2056-1番につきましては、令和元年度利用状況調査で低利用の2と判定した農地の貸し借り、24ページ、番号9034-1番につきましては、令和元年度利用状況調査で再生利用が困難な荒廃農地の3と判定した農地の貸し借りとなっております。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。どうぞ。

4番委員 No.2056-1が。

議長 何ページの。

4番委員 11ページです。11ページの先ほど事務局からのご説明がありまして、去年調査をした結果として、こういう貸し借りに結びついたら、おっしゃった分があります。調査を去年したものが、こうやって集積計画で耕作する人が決まってくるというのは非常に先行例やと思うんですね。ここに至るまでの、例えば2で出した、文書を出した、出したら返事が来た、そこから先の何かそういう動きの具体例を何か教えていただいたらうれしいです。見えないんですね。私たちは年間1回は調査するけれど、それがその後、どう事務として流れているのかをやっぱり知りたいなと。そんなふうにはほかの分も持っていききたいなと思うわけですね。教えていただけますか、1件だけでいいです、11ページの方でお願いします。

事務局主事 失礼します。2件、利用状況調査で判定2と判定3のものが新しく利用権をされたということであるんですけども、こちらは申請が上がってきて、うちのほうで管理しているその利用状況調査のデータで該当したものを上げさせてもらっておりまして、なぜここに貸し借りになったかという経緯は申し訳ないんですけども現時点では把握しておりませんので、今後は事務局の説明の際にどういった経緯でこちらが解消したかというのは一言加えようと思います。

では、こちらの件につきましてはまた来月、改めて経緯を説明させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

4番委員 ありがとうございます。

議長 ほかにはございませんか。よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議長 それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第24号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、報告第7号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について、日程7、報告第8号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 28ページをお開きください。

報告第7号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

1ページお進みください。

報告第8号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、次の3件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。番号1について、農地の所在の字が「市場」となっておりますが、「古」という字が抜けておりました。正しくは「古市場」ですので、お手数ですが修正をお願いいたします。

以上で報告案件の報告を終了いたします。よろしく申し上げます。

議長 報告第7号、報告第8号について質問、意見等がございましたらお願いいたします。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。はい、どうぞ。

25番推進委員 すみません、先ほどの利用権設定の話なんですけども、調査を2番につけたのは私です。ここ3年ほどの間に、Aさんという人がこの田んぼをつくってました。その人もだんだん年で、田んぼを返していこうと言ってその田んぼを返されて、それからず

っと空いてたんですけど、中山間地域の関係でその地区の人が中山間で草だけ刈ってました。まあ、いずれ田んぼには戻るだろうということで、その地域の中山間の世話をしようる人が、ほな、ついでに自分とこの転作用で黒大豆をするんで、ついでにここも豆をしようかなという感じで、何年つくるか知りませんが、ただそれだけで利用権設定をここでしてだと思いたしますが、直接本人と話をしてないんですけど、その田んぼを引きようるときに話をして豆をつくるんだというふうなことです。ほんまに田んぼとしては、その周りでは魅力ある田んぼなんですけど、ただ割田になつとる、隣が畑なんで水が漏れたら困るという感じです。じゃけん、調査をして、その結果、借り出されたとは、一概には言いにくいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
ほかにはございませんか。

<「なし」の声>

議長 ないようです。  
利用状況調査、いろんなことがあると思います。そういうことで、また耕作されているということは非常によいことだと思います。  
それでは、事務局のほうからもありませんか。よろしいか。

<「なし」の声>

議長 それでは、以上をもちまして4月総会を閉会したいというふうに思います。  
次回5月総会は5月11日火曜日の午前10時からですので、よろしくお願いいたします。

(午前11時10分 閉会)